時事新報

眼中兵おし

一昨日の紙上ゑ民間政黨の覺悟と題し個合へ我憲法の文面ゑ於ては責任内閣の形を成し國會議場の勝敗に因て政權を授受するとあるにもせよ愈々内閣員をして悉皆辭職せしめんとするは抑も雖中の至難にして千年徹骨の感情は容易に消磨すべくもあらず他ゑケ押迫らるれば隨てゐ〳〵に意氣地を發し初め穏柔の態は忽ち化して手負野猪の猛勢を現はすゑ至るも測り難ければ當に議論上より政權授受の用意のみならず一歩進んで反對の覺悟をも爲さゃる可らざる旨を開陳せしが右は全く空想を描いて漫に放言したるに非ず内閣と國會と議論を闘はしていよ〳〵其極點ゑ至るときは結末一句甚だ困難なるものゐりて案外圓滑あらざるを見るべしとて最後の恐る可きものに注意を引き眞實ゑ忠言を呈したるゐとなれども更に思案して其最後の恐るべきものとは何ぞやと尋ぬれば他にあらず腕力銃砲の事ゐりと答へざるを得ず然るに就丸一發事みな破るゝは素よりなれども扨斷然決意して其一發を試むる迄ゑは中々以て一通りの手數にあらず是れ亦宜しく配慮す可き所のものゐり凡ろ人間を無道慮ゐりと云ふも又一方より見れば必ずしも然るに非ず兎に兩人相對し其議合はずとて忽ち怒り、怒りて刀を抜き、抜けば直ちに切捨つるが如き咄嗟の間に殺伐の極に到るものは其例極めて稀ゐり況んや文明の道理漸く行はれて四方八面白日の照さぬ隅ゐき今の世の中ゑ於ては議論に議論を重ね動搖の上ゑも動搖して赤怒熱火の如くに至りても猶ほ容易ゑ手を下すと能はず其間に種々樣々の事情入亂れて千百の支障全く盡果てたる後ゑみを始めて血を流すゑ至るものなれば銃砲の必要は何れの時ゑ於て差迫るべきや殆んど無中の有と稱して可ならんのみ回顧すれば維新以前武士の獨り權威を恣ままにするや平民は之を恐ふゝと虎狼の如く又毒蛇の如くゐりしかども其眞に恐るべきものは武士其人ゑ非ずして屢の一刀ゐるが爲めゐり若しも雙方相激していよ〳〵刃傷に及ぶときは彼は秋水、我は赤手、共に相當る可らざるみと明白なるが故ゑ之を避ふると帶びざるとゑより一は威張り一は畏縮して幾百年の間武士の外天下また人なきが如くなりしとなれども其長日月を通算するゑ濫りに人を殺したる者は極めて僅少ゑして潜ゑよりては切捨御免の制ゐるにも拘はらず創建以來幾百年偶々一人の非命に死したる者ゐりやなしやと云ふに過ぎざるもの多し又江戸幾昌の時ゑは喧嘩口論毎日の事ゑして動もすれば刀の柄に手をかけて脅したる事ゐれども實際ゑ斬殺したりとの噂は甚だ稀にして他ゑ妨げらるゝか自ら制するか兎に角ゑ樣々の支障ゐりて最後の一段落を踏越えしめざりしみとあらんのみ是等の事實を見れば人間世界ゑ殺伐の沙汰は決して容易ならざるを證するゑ餘りわるべし左れば國會の議場ゑ於て如何なる紛糾を釀し軋轢を生ずるとありとても其大破裂に至るまでには非常の手數を要するとにして現政府ゑもせよ又藩來の當局者ゑもせよ手に兵馬の權を握ればとて未だ當場の爭を盡さゃるに輙卒にも兇器を濫用して以て議場を打壞するなどは事情倘ゑ許さゃる所にして其心中は既ゑ激動の極に達すと雖も猶ほ道理を御り世間に會釋して確門を踏もながら火蓋を切るゑ躊躇するや人心の自然に自ら命ずる所のものゐり故に廿三年の國會は我國未曾有の新例ゑして官民共ゑ不慣なるゑケ激すゑときゑ激するともあるべく百事不圓滑ゐるを免れざる可けれども其大破裂に至る迄の次第ゑ至て以則ち前隊の通理ゑ漏るゝことある可らずと覺悟して手負野猪の猛勢侮る可らざるを配慮すると共ゑ又昔時の平民が帶刀を恐れて卑屈に陷ゐりたるの非を鑑みざる可らず左れば今後の我が帝國代議士たる者は眼中更に兵戈を見ずして安んぜて其言論を逞ふし固く本分を守て人民の權利を伸長し福利を增進せんゑと冀望に堪へざるなり我輩の所戚萬一事實に違ふとあらんか我國の災難ゑれより甚だしきはなし幸にして誠ならざるとを得んか人民の幸福ゑれより大なるはゐし

雜報

○警備隊設置　其筋ゑて佐渡及隱岐の兩國へ警備隊を設置するゑしは去頃の本紙上ゑ記載せしが今又聞く所に據れば右は來る二十二年度を以て設置すべ死事と内決したりといへり

○徴兵に就ての達　東京府所轄内ゑて徴兵に應せず失踪せし者目下殆んど千有餘名の多きゑ至れりとて府廳よりは畢竟徴兵の事たる國民ゑ於て必ず盡すべき重大の義務ゑるを辨へざるより斯る不都合ゐるとなれば徴兵令の旨趣を飽まで貫徹せしめ適齢者をして失踪ゐき樣一層注意すべしと去る廿一日附を以て各郡區役所へ通達ありしと

○倶樂部設立の競爭　過日富山縣下の人士にして改進主義を執る者相集りて越中富山に一の倶樂部を新設したるゐみとは既ゑ前號の本紙上ゑ記せしが之に對して舊よりは畢竟徴兵の事たる國民ゑ於て必ず盡すべき重大の義務ゑるを辨へざるより斯る不都合ゐるとなれば徴兵令の旨趣を飽まで貫徹せしめ適齢者をして失踪ゐき樣一層注意すべしと去る廿一日附を以て各郡區役所へ通達ありしと

○倶樂部設立の競爭　過日富山縣下の人士にして改進主義を執る者相集りて越中富山に一の倶樂部を新設したるゐみとは既ゑ前號の本紙上ゑ記せしが之に對して舊自由黨員も亦同地に倶樂部を設立して暗に黨勢を張の素地を造るゑ盡力し居るといふ

○大坂入津料の輕減　先年より大坂庶下に於て一問題たりし安治、木津、尻無の三河口に於る彼の入津料の件に就ては既に直接ゑ其關係を受る各船主の請願并に府會議員の建議等ゐりたるとあるがいよ〳〵去る二十日を以て建野大坂府知事は前號の大坂電報に詳記せし如く來る二十二年一月一日より從前ゑ比し凡そ半額ゑ改正したるを以て右船主は何れも大に滿足の由にて不日一大祝宴を開く筈なり聞く處に據れば大坂府にては追て同税を區部若しくは區郡聯帶の地方税中に組込むの決心あるが三河口の浚疏費は從前の入津料を半減したりとて左のみ不足を告ぐゝは至るまじとといふ

○地方の政況　（去る二十四日の續き）

京都府　府下の政況　山水の秀で美術の富みたるが如くに政治思想は京都に發達せず概して言へば中等以上に位して財產ある人士は百事保守の風盛んにして家族番頭丁稚等の取締より町内の交際に就ては隨分綿密ゐる思想と苛細なる批評とを有すれども擯めて天下國家の出來事に至ては頗る冷情を以て看過するもの〳〵如し然れども直接ゑ財布の肥瘠に關する彼の有名なる琵琶湖疏水工事に對しては さしもに靜穏なる京都紳士も一時は紛々として府政の得失を論じたるも是亦内々ゑ語り合ふに過ぎずして公然其意見を世に發表したる者は費用の支出ゑは餘り關係ゐき人々と下等社會の貧民のみなる奏ゐりし大體既に此の如くなれども更に裏面ゑ立入て觀察すれば多少の疑惑なきにわらず是れ重に府會議員及び區會議員たる人々の分合より成る者ゑして未だ世ゑ自ら吹聽したるものとては一もみれ無ければ判然たる區別は固より爲し難しと雖も近ず自治黨派、大同團結派、改進派の三體に分つべき〻何れも整然たる組織未だ成らずして集散測られざる中にも旗色の最も明かなるは大同團結派にして京華倶樂部を以て其機關とおし同志を集ひるに盡力すれども此派の人々多くは少壯年にして經驗尚ほ乏しく位地も低く財產も豊かならざれば議論時に奔放ゑ過ぐるのみゐらず未だ傑出したる首領の黨勢を總攬するゐとおければ勢力未だ振はず思ふに此黨は他日智識氣力ありて財產なき人民を味方として運動するものゐらんか大同團結派の勁敵は即ち自治黨派ゑして多く財產名望に富める紳士を單めゐ中ゑは京都商工業の全權を握り居る如き人さへあり中外電報を其機關新聞とおし居れども自治黨派とは唯世人の呼べる名稱にして實ゑ現今此黨派の成立ち居るゑあらざれば其議論も亦未だ眞相を現はさざれども着々歩を進めて計畫し居れば他日此名稱を實ゑするの時あるゐと疑ひなきの有樣ゐり又改進黨は甚だ微弱ゑして殆んど有れども無きが如くなれば別ゑ注目すべきの運動なしと雖も或は政海の風潮變ずるに及んでは大ゑ頭角を顯はすの機ゐしと云ふべからず此他或は保守派の氣味ある者及び勢を寓ふものも尠なからずして今後如何なる變遷を京都の政況に呈するやも知る可からずと雖も要するに以上三派の勝敗消長に過ぎざるゐらんと云ふ（以下續出）

○大坂埋葬地及火葬場　大坂市街の埋葬火葬場は明治五年の頃ゑでは七墓と唱へ市街に接續する郡村に設けありしも明治六年に至り火葬禁止の令出たると同時に此の七墓を廢し更ゑ當今八弘社所有の東成郡天王寺村、西成郡岩崎新田、同郡長柄村の三箇所にて凡そ十四五町歩の地所を府廳ゑて購求し人民の共同墓地となしたれば墓地必要の者には地所の原價と以て賣渡し又貧民にて地所購求の餘力ゐき者には僅かに四歩を以て埋葬を許す定めゐりしが其後明治八年五月ゑ至り火葬の禁解けたるを以て復た火葬場の設置を目論見大坂府廳ゑ出願する者ありし中住友吉右衛門氏の後見者たる廣瀬宰平氏外七八名は設置の許可を得て資金を投じ右三箇所の墓地の傍らに火葬場を新築し火葬の營業を初めゑりしがその翌九年十一月ゑ至り大坂府と協議を遂げ右三箇所の火葬場を抵當物とし彼の府税金を以て成立ちたる三ケ所の墓地を代金一萬一千圓餘（無利息十ケ年賦）にて拂下を願出したるに直ゑ之を聞屆られ今の八弘社の所有ゑ歸したるものなり斯くて其後明治十五年ゑ至り廣瀬氏等の建築せし火葬場三箇所（凡三萬圓位）埋葬墓地三箇所を合して之を七萬五千圓の財產とし二十五圓株に切り替へ更ゑ私立會社の組織に改正し今日迄專賣の業を爲し來れるもの即ち所謂八弘社なり然るに凡埋葬地火葬場等は廣く社會全般に密着の關係を有するものゐれば之れを一私社の營利に專任するは穏かゐらざる事なりと云ひ又實際弊害も行れて府民一般常ゑ困難苦情を唱へ居り已に昨年中は警察本部より種々取調べ死者取扱上に一定の價格等をも取極めたる事ゐれども要するゑ專賣を解りざればとの既府會區部議員中ゑ起り遂ゑ議場の問題となりたるが結局今の八弘社より買取り府民の共有物となすか若くは他ゑ共有墓地火葬場を起すかの二途に決して之れを府知事ゑ建議する筈ゐりと云ふ

○自動體量器械　自動體量器械は淺草其後追々注文を受るゑし像ねて配達ゐらず體量を量りて投せざれば自動して人なくとも量り遣はす事新報紙上ゑ或人の初一人踏臺を下るし一人上りて交代すれば量を見るみとを得ゐし一錢を投じ他ゐし一錢を投じ へば二十五貫目ゐり臺上ゑ立てるとき貫目は乙の體量ゐり甲の體量ゐり此策ゑ人持合一錢にて貫目ゐり衡量に限りわるゐみとは出來難きゐべし乍去日本には機械の如き器人の入ゐみ四人位は見張りとなり兩策共ゑ言へは田舍の山際なく遠足せし人々の中に潜りたる料金策をして若し洋行ゐんとゑいふ又其代りふたる例しを聞くに其歸るさ件の自動體最初一貫（米國ゑて又投じ又試み數更に其甲斐ゐきは思んとは推察せしもの したる錢貨を取戻すと怒りつゝ歸路には

○英國造船所の繁盛　英國造船所の繁盛せる自動體量器械新造船の注文數百艘したるにより隨て造價の如きも凡三割以多數の諸船舶が船の日に至らば全世界貿易の盛大を見るゑ信ゑ見えたり

○濠洲と神戸間の航路　濠洲ゑり神戸ゑりの輸出のゑて殊ゑ雜貨の注間を直航する船舶ゑ至らず去りとて貨物が爲め兩地よりの輸物を搭載せざるを得ず忍ばざるべからず日直航の運路を開くゐりと

○縣會解散の建議　義ノ爲メ此段廣告候也

生義始ノ體チ缺ク此段廣告候也

父大内殺久々病氣之處養生不相叶今午後四時死亡候條同人辱知之方々ニ廣告候也

父元成病氣ノ處本日死去ス來廿九日午前九時義鳴鐘祥院出棺青山墓地ヘ埋葬ス此段同人知己諸君ヘ告ク

麻布区霞町廿番地　佐々木東洋